

特定非営利活動法人 らいと
居宅介護従業者養成研修事業 重度訪問介護従業者養成研修課程（通学） 学則

（事業所の名称・所在地）

第1条 本研修は、次の事業者が実施する。

特定非営利活動法人 らいと

山口県下関市秋根南町1丁目1-5

（目的）

第2条 本研修は、障害者及び高齢者が、地域で自立した生活を送るために提供されるべきサービス、即ち「サービスの受け手である当事者を主体としたサービス提供の理念」と、「最重度の全身性障害者に対応できる介護技術」の習得を目的とする。

（実施課程及び形式）

第3条 前条の目的を達成するために、次の研修事業(以下研修という。)を実施する。

重度訪問介護従業者養成課程（通学形式）

（研修事業の名称）

第4条 研修事業の名称は次のとおりとする。

特定非営利活動法人 らいと

重度訪問介護従業者養成研修事業（通学形式）

(年間事業計画)

第5条 令和5年度の研修事業は次の計画のとおり実施する。

回数	実施期間	募集定員
第1回	令和5年4月1日～令和5年4月15日	15名
第2回	令和5年4月16日～令和5年4月30日	15名
第3回	令和5年5月1日～令和5年5月15日	15名
第4回	令和5年5月16日～令和5年5月31日	15名
第5回	令和5年6月1日～令和5年6月15日	15名
第6回	令和5年6月16日～令和5年6月30日	15名
第7回	令和5年7月1日～令和5年7月15日	15名
第8回	令和5年7月16日～令和5年7月31日	15名
第9回	令和5年8月1日～令和5年8月15日	15名
第10回	令和5年8月16日～令和5年8月31日	15名
第11回	令和5年9月1日～令和5年9月15日	15名
第12回	令和5年9月16日～令和5年9月30日	15名
第13回	令和5年10月1日～令和5年10月15日	15名
第14回	令和5年10月16日～令和5年10月31日	15名
第15回	令和5年11月1日～令和5年11月15日	15名
第16回	令和5年11月16日～令和5年11月30日	15名
第17回	令和5年12月1日～令和5年12月15日	15名
第18回	令和5年12月16日～令和5年12月31日	15名
第19回	令和6年1月1日～令和6年1月15日	15名
第20回	令和6年1月16日～令和6年1月31日	15名
第21回	令和6年2月1日～令和6年2月15日	15名
第22回	令和6年2月16日～令和6年2月28日	15名
第23回	令和6年3月1日～令和6年3月15日	15名
第24回	令和6年3月16日～令和6年3月31日	15名

(受講対象者)

第6条 受講対象者は次の者とする。原則として、これから介護の仕事を志す者。
または、当法人が認めた者。

(研修参加費用)

第7条 研修参加費用は次のとおりとする。

内 訳	金 額	納付形態	納付期限
受講料	20,000円	一括納入	受講当日より2日前まで

(研修カリキュラム)

第8条 研修を修了するために履修しなければならないカリキュラムは別表1のとおりとする。

(研修会場)

第9条 前条の研修を行うために使用する講義及び演習会場は、当法人事務所とする。

また、WEB上の開催をすることができる。WEB上の開催を行う際は、各事業所にZoomをセットしてもらう。

(担当講師)

第10条 研修を担当する講師は別表2のとおりとする。

(実習施設)

第11条 実習は別表3の施設で実施する。

(受講手続き)

第12条 募集手続きは次のとおりとする。

- (1) 研修受講希望者は、専用の申込フォームから申し込みを行う。
- (2) 希望者の応募受付は、定員数に達し次第終了とする。
- (3) 当法人研修事業部は、応募者の実務実績等を考慮し、必要に応じて面接審査を行った上で受講者の決定を行い、受講決定者のみにメールで通知を行う。
- (4) 受講決定者は、指定された期日までに受講料及びテキスト代を納入する。納入方法は、振込のみとする。ただし、一度納入した受講料またはテキスト代は、3日前までにキャンセル連絡があった場合を除き、いかなる場合も返還しない。また、返還の際にかかる振込手数料は、受講者負担とする。

(修了の認定)

第13条 第8条に定めるカリキュラムをすべて履修した者を修了と認定する。

(研修欠席者の扱い)

第14条 理由の如何にかかわらず、研修開始から20分以上遅刻した場合は欠席とする。WEB上の開催を行う際は、通信状況の不具合等により30分以上通信確認がとれない場合は欠席とする。やむを得ず欠席する場合は電話等で当法人に必ず連絡する。出欠の確認は、研修当日、口頭での確認により出欠表に記載される。また当日欠席となった場合にも、受講料またはテキスト代は返還しない。

(補講について)

第15条 本研修のスクーリングの一部を欠席した者は、欠席した時間に相当する時間を、担当講師による補講を受けることにより、当該科目を修了した者とみなす。補講に関する受講料については、これを徴収しない。また、補講の実施は当法人において実施する。

(受講の取り消し)

第16条 次の各号の一に該当する者は、受講を取り消すことができる。

- (1) 学習意欲に著しく欠け、修了の見込みがないと認められる者
- (2) 研修の秩序を乱し、その他受講者としての本分に反した者

(修了証明書等の交付)

第17条 第13条により修了を認定された者は、当法人において重度訪問介護従業者養成研修事業者の指定に関する事務取扱要項第12条に規定する修了証明書及び修了証明書(携帯用)を交付する。

(修了者管理の方法)

第18条

- (1) 修了者は修了者台帳に記載し、指定された様式に基づき知事に報告する。
- (2) 修了者の出席・成績に関する書類、実習修了確認書、受講者及び修了者に関する台帳は、当法人研修事業部にてこれを保管する。
- (3) 修了証明書等の紛失等があった場合は、修了者の申し出により再発行を行うことができる。

(研修事業執行組織)

第19条 研修事業は、特定非営利活動法人 らいと研修事業部(重度訪問介護通学係)で行う。

(施行細則)

20条 この学則に必要な細則並びに、この学則に定めのない事項で必要があると認められる時は、当法人がこれを定める。

(附則)

第1条 この学則は、令和5年4月1日から施行する。